

# 「おあがりス」のすぐわかる酒類販売(製造)の 免許申請に係る証明書の請求の方法

特別出張講座

皆さん、こんにちは、  
京都市食の安全安心啓発キャラクターの  
おあがりスだよ。  
皆さんは、これから京都市で  
お酒の販売または製造をされるわけですね。  
じゃあ、これからお酒の衛生管理について、  
2時間くらいかけてゆっくり話しましょ……



……ではなくって、今日は皆さんが税務署に提出する  
『酒類販売(製造)の免許申請に係る証明書』  
の請求の方法について、皆さんに説明するだけ。  
というわけで、次のページへどうぞ～。

京都市食の安全安心  
啓発キャラクター  
おあがりス  
(特別出張講座中)

- ①酒類販売業(製造)の免許申請に係る証明請求書
- ②本人確認書類
- ③(代理人による申請の場合)本人からの委任状

※法人の登記事項証明書(「法人等設立・解散・変更届出書」が京都市市税事務所へ未届の法人の場合のみ必要, 写しでも可)

「酒類販売(製造)の免許申請に係る証明書」の請求には、これらの書類を用意する必要がありますよ。

あ、そうそう、御存知かもしれませんが、この証明書は、

- 1 過去2年以内において市税の滞納処分を受けたことがないこと。
- 2 滞納の税額がないこと。

この2つの事柄を証明するものなんですよ。

ということで、過去2年以内に滞納して差押え等の処分を受けて、その後、完納したとしても発行はできませんし、また請求日現在市税の滞納があっても発行できないんですよ。



## ①酒類販売業(製造)の免許申請に係る証明請求書

では、書類の作成に取り掛かりましょう。

①の  
「酒類販売(製造)の免許申請に係る証明請求書」を  
用意してみよう。

添付ファイルをクリックして、  
A3サイズで拡大印刷、又は  
A4サイズで印刷してから、A3サイズに拡大コピー(141%拡大)  
してください。

①酒類販売業(製造)  
の免許申請に係る  
証明請求書



酒類販売業（製造）の免許申請に係る証明請求書

証明書の 使用目的	酒類販売業（製造）免許申請書に添付するため
証明内容	1 過去2年以内において市税の滞納処分を受けたことがないこと。 2 滞納の税額がないこと。

上記の事項を証明してください。

令和 年 月 日

(宛先) 京都市長

窓口に来られた方 (請求者)  本人確認ができるものを 提示してください。	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
	連絡先電話番号 ( )	
納税義務者との関係		<input type="checkbox"/> 本人(代表者本人) <input type="checkbox"/> 従業員 <input type="checkbox"/> 代理人 <input type="checkbox"/> その他( )

※代理の方が請求する場合は、委任状が必要です。

※法人が請求する場合は、代表者印の押印か、代表者印を押印した委任状が必要です。

どなたの証明が 必要ですか (納税義務者等) (上記と同一の場合は、記入 する必要はありません。)	住 所 (所在地)	
	フリガナ	
	氏 名 (名称及び代表者氏名)	
	<input type="checkbox"/> 代表者印	
※法人の場合は、代表者印を押印してください		

- ・市たばこ税の納税義務者である場合は右欄の□に✓印
- ・入湯税の特別徴収義務者ある場合は右欄の□に✓印

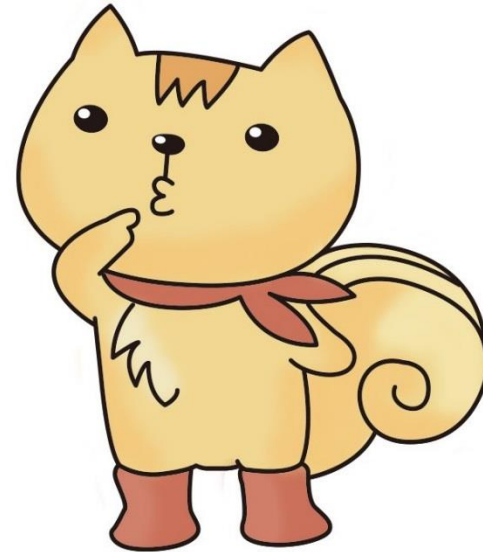
京都市使用欄

確認
免許証・マイナンバーカード・保険証・社員証・その他 ( )
No. ( )

課 長	課長補佐・係長	係 員

証明書の納税義務者等欄にも住所・氏名を記入してください

請求書の書き方だよ。



証明請求書の左半分、請求書の枠で囲った部分を記入から始めましょう。

上記の事項を証明してください。

令和元 年 10月 15日

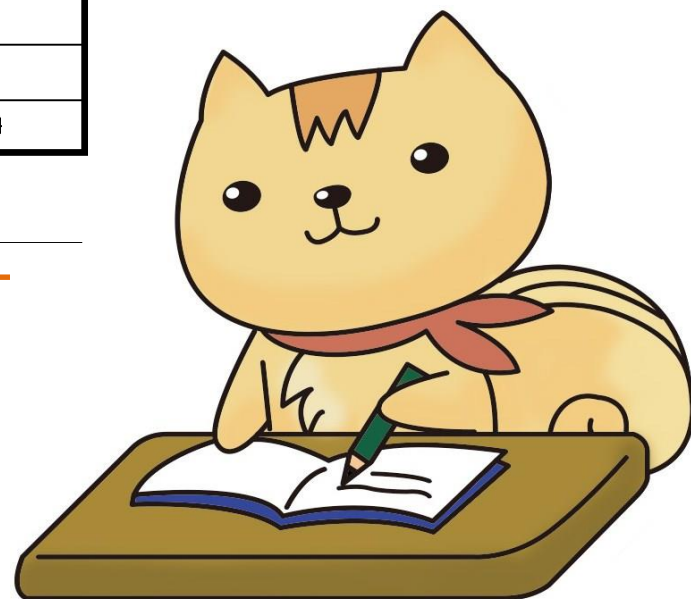
(宛先) 京都市長

窓口に来られた方 (請求者)	住 所	京都市中京区虎屋町566番地の1
	フリガナ	ナカキョウ アオイ
本人確認ができるものを 提示してください。	氏 名	中京 葵
	連絡先電話番号	075 ( 213 ) 5200
	納税義務者との関係	<input type="checkbox"/> 本人(代表者本人) <input checked="" type="checkbox"/> 従業員 <input type="checkbox"/> 代理人 <input type="checkbox"/> その他( )

※代理の方が請求する場合は、委任状が必要です。

※法人が請求する場合は、代表者印の押印か、代表者印を押印した委任状が必要です。

請求される方の  
情報を記入するよ。



ここでは、請求者、つまり窓口に来られる方の情報を  
記入するよ。

住所には、法人の所在地ではなく、  
窓口に来られた方の住所を記入してね。

氏名には、窓口に来られた方、  
例えば代表者本人が来られたら、  
代表者本人の氏名、連絡先を記入し、納税義務者との関係の  
該当するところにチェックを入れてね。

どなたの証明が必要ですか (納税義務者等) (上記と同一の場合は、記入する必要はありません。) 	住所 (所在地)	同上	<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">             代表 者印           </div>
	フリガナ		
	氏名 (名称及び代表者氏名)	同上	

※法人の場合は、代表者印を押印してください

- ・市たばこ税の納税義務者である場合は右欄の口に✓印
- ・入湯税の特別徴収義務者ある場合は右欄の口に✓印

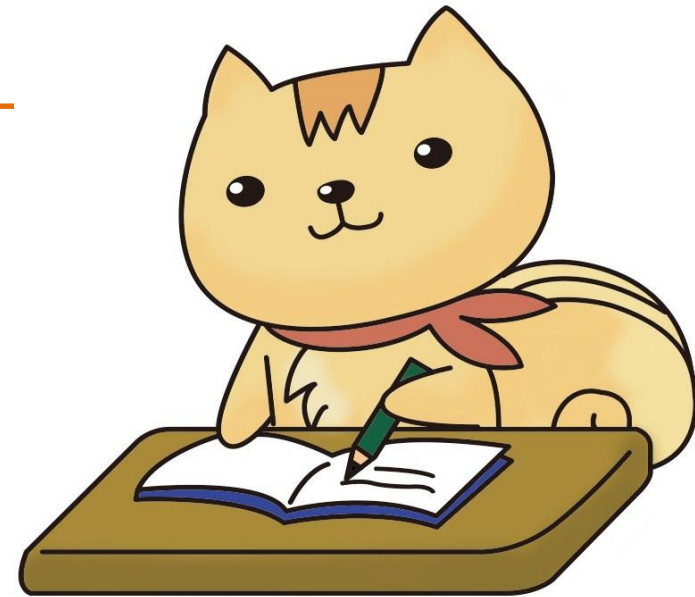
証明する  
個人又は法人の  
情報を記入しますよ。

ここでは、証明書が必要な方の情報を記入するよ。

個人で、代表者が請求されていたら、  
上記のように記入してね。  
従業員が請求された場合は、  
代表者の住所と氏名を記入してね。

法人の場合は、法人の所在地、法人の名称と  
代表者名を記入して、代表者印を押印してね。  
代表者又は従業員以外が請求する場合は、請求書ではなく、  
委任状に代表者印の押印が必要ですよ。

これで左半分の請求書の部分は完成、  
続いて右半分の証明書の部分を記入しましょう。



酒類販売業（製造）の免許申請に係る証明書

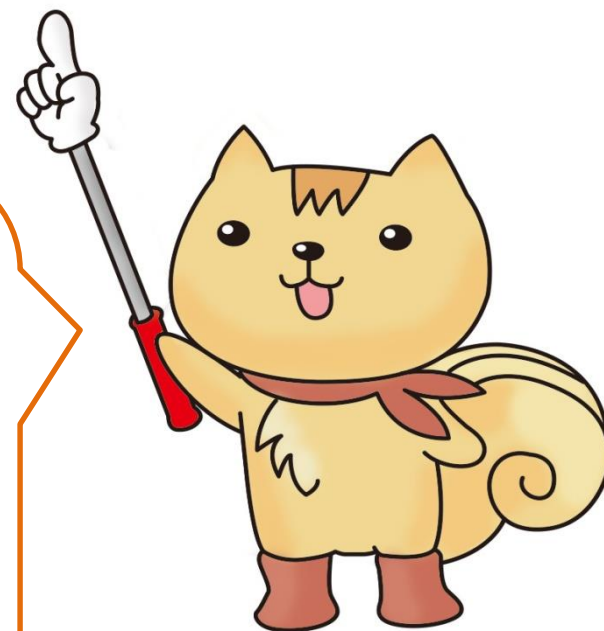
納税義務者等	住 所 (所在地)	京都市中京区虎屋町566番地の1
	氏 名 (名称及び代表者名)	中京 葵

証明する対象である  
納税義務者の住所と  
氏名を書きます。

こちらの右半分が証明書になりますので、  
納税義務者の住所と氏名、  
法人であれば、所在地、名称及び代表者名を  
記入します。

これで「酒類販売（製造）の免許申請に係る証明書」の  
記入は完成です。とても簡単でしたね。

でも、窓口に行くのはちょっと待ってね。  
証明書の発行には、まだ必要な書類がありますよ。

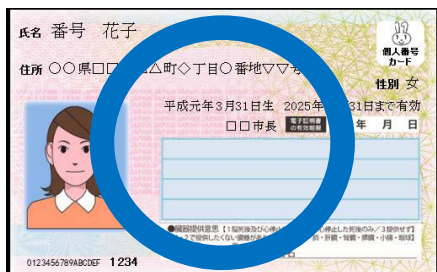
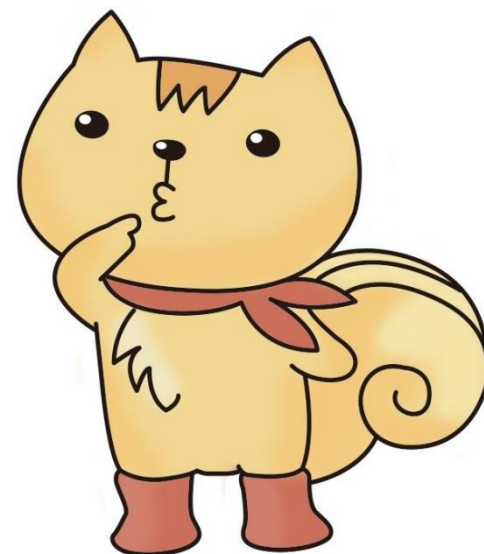


## ②本人確認書類

本人確認書類は  
運転免許証や健康保険証等のことですよ。  
マイナンバーカードも、もちろん使えますよ。  
通知カードは本人確認書類ではないので使えませんよ。

代理人が請求する場合は、  
代理人の本人確認書類が必要で、  
窓口に来られた方の本人確認書類が必要なんですよ。

本人確認書類を  
お忘れなく。



マイナンバーカード表面  
○ 本人確認書類です



通知カード  
× 本人確認書類では  
ありません



### ③(代理人による申請の場合)本人からの委任状

代理人が請求するなら  
委任状を  
必要なら用意しましょう。

③委任状

個人の場合,  
本人, 同一世帯の親族以外の方が請求するなら,  
委任状が必要になりますよ。

法人の場合,  
代表者, 従業員以外の方が請求するなら,  
委任状が必要になりますよ。  
法人からの委任の場合, 委任状に代表者印の押印が必要です。

委任状は特に決まった書式はないですけど,  
良ければ見本をご利用ください。

では次は,  
設立して間もない等の理由で, 京都市に  
法人の設立届をまだ提出されていない法人の  
必要書類を説明しますよ。



※法人の登記事項証明書(「法人等設立・解散・変更届出書」が京都市市税事務所へ未届の法人の場合のみ必要、写しでも可)

法人の登記事項証明書を  
用意しましょう

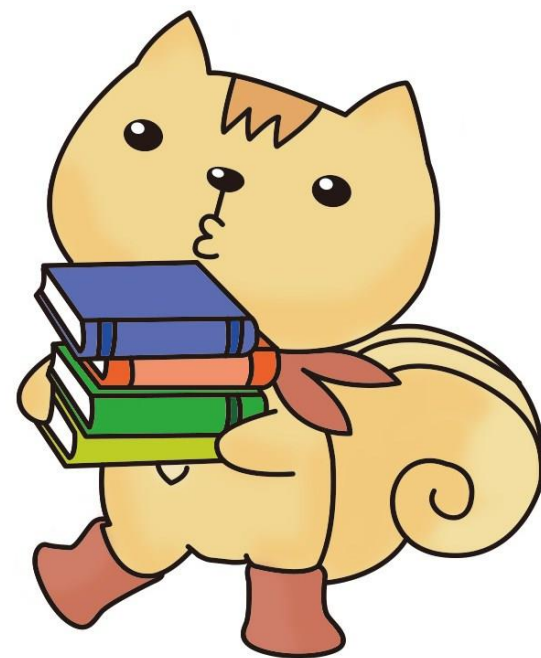
(「法人等設立・解散・変更届出書」  
が京都市市税事務所へ  
未届の法人の場合のみ)。

法人を設立されれば、  
「法人等設立・解散・変更届出書」を  
京都市市税事務所法人市民税担当に  
提出しなければなりません。

法人の届出を事前に済まされていない場合、  
法人の登記事項証明書を添付されることで、  
「酒類販売(製造)の免許申請に係る証明書」  
を発行できますので、  
未届の法人の方はお忘れなく。

でも、なるべく先に  
「法人等設立・解散・変更届出書」を  
提出してくださいね。  
詳しくはこちらの[リンク](#)へどうぞ。

個人の方は、「登記事項証明書」も  
「法人等設立・解散・変更届出書」も  
必要ありませんよ。



- ①酒類販売業(製造)の免許申請に係る証明請求書
- ②本人確認書類
- ③(代理人による申請の場合)本人からの委任状

※法人の登記事項証明書(「法人等設立・解散・変更届出書」が  
京都市市税事務所へ未届の法人の場合のみ必要, 写しでも可)

では, 上記の必要書類を持って,  
発行窓口に出発しましょう。

この証明書の発行窓口は,

[市税事務所納税室納税推進担当](#) または  
[区役所・支所内の税務窓口](#) です。

詳しい住所はリンク先をクリックしたら, 確認できるよ。  
住所地に関わりなく, 京都市内どの税務窓口でも  
発行できますよ。便利だね!

平日の8時30分から17時まで証明書を交付できますよ。

※ 市税事務所納税室納税推進担当は8時45分から17時30分まで

手数料は1通700円になります。

発行窓口はどこ?  
何時まで?  
手数料はいくら?





書類の作成, お疲れさまでした。

次は, 安全で安心な衛生管理に努めて,  
一緒に京都の食を盛り上げていきましょう!

ということで, 『「おあがりス」のすぐわかる酒類販売(製造)の  
免許申請に係る証明書の請求の方法 特別出張講座』でした。

じゃあ, お茶でも一服しよっと。